

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 青木 篤 様 様 あて名 〒105-8423 日本国東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門3 7森ビル青和特許法律事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 27.01.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 AC836-PCT		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2014/080795	国際出願日 (日.月.年) 20.11.2014	優先日 (日.月.年) 20.03.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61F13/49(2006.01)i, A61F13/511(2006.01)i, A61F13/53(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ユニ・チャーム株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 09.01.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) ▲高▼橋 杏子 電話番号 03-3581-1101 内線 3320	
		3B	4420

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-14	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 8-507232 A (ザ、プロクター、エンド、ギャンブル、カンパニー)  
1996.08.06, 第12ページ第27行-第13ページ第13行,  
第17ページ第15行-第18行, 第21ページ第8行-第15行,  
【図2A】, 【図3】  
& US 1377 H & EP 686022 A1 & WO 1994/018926 A1
- 文献2 : JP 2006-115957 A (花王株式会社)  
2006.05.11, 段落【0010】 - 【0011】, 【図2】
- 文献3 : 日本国実用新案登録出願4-48217号(日本国実用新案登録出願公開  
6-426号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM  
(新王子製紙株式会社, 株式会社ネピア)  
1994.01.11, 【図2】 - 【図3】
- 文献4 : JP 2011-279 A (株式会社リブドゥコーポレーション)  
2011.01.06, 段落【0036】, 【図5】
- 文献5 : JP 11-285513 A (花王株式会社)  
1999.10.19, 段落【0006】
- 文献6 : JP 2009-62650 A (花王株式会社)  
2009.03.26, 段落【0015】 - 【0017】, 【図1】 - 【図2】

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 (特に、第 12 ページ第 27 行-第 13 ページ第 13 行、【図 2A】参照) には、表面部材は、一对の側部シート部材を、肌面側から中央シート部材に重ね合わせることで形成された重複部分を含み且つ長手方向に延びる一对の第 1 重複部を有し、一对の第 1 重複部のそれぞれが、中央シート部材及び側部シート部材を接合し、長手方向に延びる第 1 接合部を有する吸収性物品の発明が記載されている。

また、シート部材の接合部に沿い且つ長手軸線方向に突出するシート部材の自由縁部を設ける点は、例えば文献 2 (特に、段落【0010】 - 【0011】、【図 2】参照) 及び文献 3 (特に、【図 2】 - 【図 3】参照) に示されるように、周知技術である。そして、文献 1 に記載された吸収性物品の発明において、上記周知技術を適用することで、第 1 接合部に沿い且つ長手軸線方向に突出する、側部シート部材の第 1 自由縁部を設けるようにすることは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 2 に係る発明は、文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 1 に記載された吸収性物品の発明において、上記周知技術を適用することで、中央シート部材の第 2 自由縁部を設けるようにすることは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 3 - 4 に係る発明は、文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

自由縁部の幅方向の長さをどの程度にするかは、当業者が適宜決定し得る事項である。

請求項 5 に係る発明は、文献 1 - 3 と国際調査報告で引用された文献 4 とにより進歩性を有しない。

文献 4 (特に、段落【0036】、【図 5】参照) には、側部シート部材が、長手方向に延び、且つ幅方向に並べて配置される複数のシート片を含み、側部シート部材が、長手軸線側に位置するシート片を、吸収体側から、長手軸線側とは相反する側に隣接する他のシート片に重ね合わせることで形成された重複部分を含み且つ長手方向に延びる第 2 重複部を有する点が記載されている。

請求項 6 に係る発明は、文献 1 - 4 により進歩性を有しない。

第 1 自由縁部を長手方向の全長に亘って一定の幅方向の長さを有するようになる点は、当業者が適宜なし得る事項である。

請求項 7 に係る発明は、文献 1 - 4 と国際調査報告で引用された文献 5 とにより進歩性を有しない。

文献 5 (特に、段落【0006】参照) には、中央に対応する領域の坪量が、他の領域の坪量よりも大きい点が記載されている。

請求項 8 に係る発明は、文献 1 - 5 により進歩性を有しない。

文献 1 (特に、第 21 ページ第 8 行-第 15 行参照) には、吸収体の中心部の厚さが厚い点が記載されている。また、文献 5 (特に、段落【0006】参照) には、吸収体の中央に対応する領域の厚さが、他の領域の厚さよりも大きい点が記載されている。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 9 に係る発明は、文献 1 - 5 により進歩性を有しない。

文献 1 (特に、第 12 ページ第 27 行-第 13 ページ第 13 行, 【図 2A】 参照) には、吸収体が吸収コアを含む点が記載されている。

請求項 10 - 12 に係る発明は、文献 1 - 5 により進歩性を有しない。

ホットメルト接着剤により接着する点は、文献を挙げるまでもなく慣用技術である。また、接着剤を、直線状や、波形状又は螺旋といった非直線状に塗工する点も、文献を挙げるまでもなく慣用技術である。

請求項 13 に係る発明は、文献 1 - 5 により進歩性を有しない。

文献 1 (特に、第 17 ページ第 15 行-第 18 行参照) には、中央シート部材の液透過性が、側部シート部材の液透過性よりも高い点が記載されている。

請求項 14 に係る発明は、文献 1 - 5 と国際調査報告で引用された文献 6 とにより進歩性を有しない。

シート部材の肌面側の表面に複数の凸部を形成する点は、例えば、文献 6 (特に、段落 【0015】 - 【0017】, 【図 1】 - 【図 2】 参照) に示されるように、周知技術である。